

スウェーデンの若年者失業問題

ストックホルム大学日本研究学部助教授 小川 晃弘

北欧のスウェーデン、日本の面積とほぼ同じ広さの国土に、約 900 万人が住む。雇用や福祉、環境、教育などの分野で、独自の社会デザインを築き、しばしば「経済・社会の実験室」として、世界から注目されてきた。高額税金と引き換えに、老若男女を問わず、すべての人が高度に充実した社会保障制度の恩恵を受けて、日々、暮らしている。

スウェーデン経済はここ数年、好調な伸びを記録している。この国も、1980 年代後半にはバブル景気を経験。その後バブルがはじけ、90 年代前半には大規模な景気後退に直面するが、構造改革を推し進め、94 年半ば以降、少しずつ経済は回復していく。その後、2001 年に IT バブルがはじけるものの、2004 年以降、経済は再び堅実な回復基調にのる。スウェーデン統計局 (SCB) によると、2006 年は年間成長率が 4.1 パーセント、2007 年は 2.6 パーセントを記録している (SCB 2008)。

そして、その経済回復において大きな特徴としてあげられるのが、雇用が順調に回復しているということである。その雇用も派遣やパートなど非正規雇用でなく、フルタイムの正規雇用が中心であるという。ただ、その一方で、90 年代、深刻な社会問題となった若者の雇用は、いまだ回復されていない。最近の統計によると、15 歳から 24 歳の失業率は 20.7 パーセントで、EU27 カ国の平均である 17.4 パーセントを大きく上回り、ポーランドやギリシャ、イタリアなどに次いで、EU 域内でワースト 7 位にある (Eurostat 2008a)。

本稿では、スウェーデンにおける雇用問題の現状について、近年、日本でも話題となっている若年者の失業に焦点をあて、議論を進める。まずは「積極的労働市場政策」と呼ばれる雇用促進政策下で、具体的に若年層の就業を促進するために、どのような就職支援プログラムが展開されているのか、いくつかの例を紹介する。また同時に注目すべき点として、スウェーデンでは、若者に対する雇用政策が、「国家青少年政策」の 5 本柱の一つとして、教育政策、文化・余暇政策、社会政策、住宅政策と並んで位置づけられていることが挙げられる。そうした包括的な青少年政策についても言及しながら、日本社会への提言を探ってみたい。

I 現状

2006年秋の総選挙では、中道右派のスウェーデン連合（穏健党、中央党、自由党、キリスト教民主党的の4政党による連立）が勝利し、12年ぶりに社会民主党が政権の座から退いた。その社会民主党の敗因の一つに、雇用問題が挙げられている。

確かに、先に述べたように、スウェーデンの労働市場において、正規就業率は高い水準を維持している。例えば国立経済調査研究所（NIER）によると、20歳から64歳の人口における正規就業率は、ここ数年70パーセント台後半で推移し、2007年は79.4パーセント、今年（2008年）は80.4パーセントが予測されている（NIER 2008）。だが、失業率は減少傾向にあるものの、若者を中心に依然高いレベルにある。2007年、スウェーデンの総失業率は6.1パーセントであった（Eurostat 2008b）。さらに、地方を中心に、その滞在的な失業率は高まっているという。最近の地元紙（Dagens Nyheter、2008年2月13日）の報道によると、2007年には、好調な経済下で社会福祉の受給者の全体数は39万2000人と過去最低を記録した。これは経済が悪化した90年代初期と比べると半数あまりに減少しているという。しかし、その一方で、最近は福祉に頼る若者が増加、働くわけでもなく仕事を探すわけでもない若者が、私たちのごく身近なところで着実に増えていることを、同紙は指摘している。

若年失業の問題が深刻化するなか、スウェーデン政府は「積極的労働市場政策」と呼ばれる政策を展開し、きめ細かな就職支援プログラムを提供している。以下、そのプログラムの内容と簡単な評価を紹介し、検証することにする。

II 政策と評価

1. 「積極的労働市場政策」

スウェーデンにおける雇用政策として、広く知られるものとして、「積極的労働市場政策」が挙げられる。この政策では、失業者に対して、単に一方的に失業給付金などを与えることを目的とせず、まず仕事に就く、就労優先の原則を第一にする。そのために、個々人に応じたプログラムによる就職支援や、これまでとは違った新たな職種にも付けるよう職業訓練の機会を提供するとともに、長期失業者を雇う企業に対して補助金を提供するなど、積極的に雇用を支援する。こうした「積極的労働市場政策」に対し、2007年の政府統計では、175億スウェーデンクローナ（SEK）（約3,000億円）が使われ、そのうち63億SEK（約1,000億円）が、様々な就職支援プログラムの実施のために使われている（PES 2008: 26）。そして、この政策を担当しているのが、労働市場庁（AMS）とよばれる行政機関である。

スウェーデンにおける若年失業の問題の発生は、1970年代にさかのぼる。1966年に、国家として完全雇用を目指し、それを維持するという労働市場におけるガイドラインがまとめられた。当時の失業率は、若者、女性、移民を中心に約2パーセントであった。し

かし、70年代前半、スウェーデン社会は、景気後退を経験するなかで国内労働市場も変化し、若年者、特に16歳から19歳の若者の失業率が7〜8パーセント台に上昇する。そうした状況を改善するために、「教育訓練」や「雇用準備」などの就職支援プログラムがスタートしたという（Ginsburg 1982）。その後、90年代に入り、再び雇用情勢が悪化したことで、そのプログラムの数が増加することになる。現在は、「保証プログラム」、「賃金補助付き雇用」、「起業支援」、「就労経験」、「教育訓練」などの10種類ほどに整理されている。

その内容であるが、時代の状況やニーズ、および政権政党の政策を反映して、柔軟に改善、変更されている。しかし、その基本的な姿勢として、25歳未満の若者が適切な教育、実務経験などを提供されないまま、100日以上失業しているべきではないという考え方があり、早めの対策で長期失業を防止し、彼らが社会とのつながりを失ってしまうことを避けるねらいが根底にあるという。

2007年には、22万2,600人の25歳以下の若者が職業安定所（PES）のサービスを通じて職探しを行い、16万4,300人（男7万9,100人、女8万5,200人）が一年以内に職を得たという（PES 2008: 11）。そのうち、本稿で下記に紹介する様々な就職支援プログラムに参加し正規雇用の職を得た者が1万900人（男6,200人、女4,700人）、政府による賃金補助付き雇用やアルバイトなどの短期雇用から正規雇用へと変わった者が7万800人（男2万8,600人、女4万2,200人）にのぼる。また、同年、スウェーデン国内では、14万8,100人が長期失業者として登録したが、そのうち1万4,600人の若者を含む5万3,100人が職を得ることができたという（PES 2008: 14）。

以下、就職支援プログラムとしては、若者たちに人気がある「若者保証プログラム」（Youth Guarantee）を中心に、その他、賃金補助付き雇用の一例や、新政権下でスタートした就職支援プログラムにもふれながら、若年層の雇用促進のために、どのような努力がなされているか探りたい。

(1) 「若者保証プログラム」

「若者保証プログラム」は、98年に導入され、20歳から24歳の年齢層を対象としている。その実施においては、注目すべき点として、地方自治体が、若者の就職支援に積極的な役割を果たしていることが挙げられる。これは、スウェーデンの行政において、ここ数十年の間、急速に進んでいる脱中央集権化の一環でもある。一方、同様に、18歳から20歳未満を対象にした「地方自治体若者プログラム」（Municipal Youth Programme）と呼ばれる就職支援プログラムも、95年より導入されている。これは、高校を中退するなど、十分な教育を受けていない若者が主な対象となっている。

この「若者保証プログラム」は、失業した若者が職業安定所（PES）に登録することからスタートする。登録後90日以内に、適当な仕事が見つからない場合は、その若年失業者の管轄が地方自治体に移る。その段階で、地方自治体、職業安定所（PES）、当事者を交えた3者で、個別カウンセリングが始まる。失業した本人の意志を最大限に尊重しながら、これまでの経験や、今後の人生におけるキャリアプラン、そのプラン実現のために必要な知識や技術の習得なども盛り込みながら、最長で12ヶ月にわたる綿密な就職活

動計画を作成する。履歴書の書き方や面接の受け答え、地理的に離れた地域に就職する際の住宅探しまでも含めた、キメの細かい就職支援・指導が行われるという。2005年を例にとると、この「若者保証プログラム」には5,779人が参加、先に少し紹介した20歳未満を対象にした「地方自治体若者プログラム」には4,536人が参加している（PES 2006: 16）。なお、プログラム名にある「保証」とは、失業して100日以内に、何らかの有意義な活動を与える「保証」のことをいう。

さて、このプログラムの実際の内容だが、特に重視されるのが、カウンセリングによるマッチングサービスと就業体験（インターンシップ）を通じた職業訓練だという。

(2) マッチング

日本社会においては、若年者失業の大きな原因として、求職サイドと求人サイドのミスマッチが指摘されている（平成16年度版労働経済白書などによる）。労働市場における需要と供給のミスマッチが大きいため、なかなか就職先が見つからない。さらには、せっかく職を得ても、離職する率も高くなる。すぐに会社を辞めてしまう若者たちは、結果的にフリーターなど短期の非正規雇用労働者として働くことになる。

こうした若年失業とミスマッチの因果関係は、スウェーデン社会においても同様に広く認識されている。スウェーデン政府も、「積極的労働市場政策」において、カウンセリングを通じたマッチングプロセスに力をいれることで、雇用における需給のミスマッチを調整し、さらには、国内全体の経済・産業の発展に寄与することを目的としている。

(3) 職業訓練

職業能力に関するミスマッチを改善する方法として、職業訓練の充実も挙げられる。特に、未熟練の若年労働者には、職業訓練・体験プログラムを提供することで、熟練労働市場に参加できるレベルの技術・技能の習得を目指していくねらいがある。

「若者保証プログラム」においては、マッチングなどの就職指導と並んで、就業体験が大きな位置を占めている。若年者に特化した本プログラムでは、その参加者の多くが、初めて職場というものを体験する。彼らの労働者としての生産力を将来的に向上させていく、そのきっかけとなるような体験を提供することを主な目的としている。この就業体験の実施については、職業安定所（PES）や地元企業とのパートナーシップの下で展開されているが、地方自治体が社会福祉施設などでの就業体験を提供することも多いという。

一方でこうしたプログラムには、職業訓練のため拘束時間が長くなり、失業者が十分な就職活動ができないなど、「封じ込め効果」の側面を指摘する研究（Edin and Holmlund 1991）もあるが、最近発表されたスウェーデンの労働市場政策評価研究所（IFAU）の研究報告書（Forslund and Skans 2006）によると、個別カウンセリングと就業体験を組み合わせた地方自治体が主導するこの「若者保証プログラム」が、失業日数と就職率、就職後の収入などの観点から、他の就職支援プログラムより、効率よく運営されていることが実証されている。地方自治体、職業安定所（PES）、地元企業などが、個々人のニーズをくみ取りながら、有機的に連携している結果であるといえる。

(4) 賃金補助付き雇用

若年失業者を対象にした就職支援プログラムには、賃金補助付き雇用も含まれる。そのなかの一つで、90年代半ばに若年者の雇用が悪化した時に実施されていたものに「若者実践プログラム」(Youth Practice)がある。93年に20歳から24歳の若年失業者が6万人に達した際、そのうちの約1割がこのプログラムに参加したという。高卒で25歳未満の失業者を対象にしたもので、彼らを採用する民間企業もしくは臨時の公共事業に対して、政府が補助金を出すことで、失業者を雇うインセンティブを高めようとするプログラムであった。通常、6ヶ月間続き、参加者には1日につき、2002年当時、338SEK(約6,000円)が給料として支払われた。雇い入れた失業者の給料の大部分は、政府からの補助金でカバーされ、企業側が負担する分はほとんどないというものだった。

しかし、こうした雇用創出策の予期しなかった一面として、スウェーデン国内労働市場でのクラウディング・アウト効果が指摘されている(Dahlberg and Forslund 1999)。

「積極的労働市場政策」に参加している労働者は、企業にとってみれば、正規雇用者よりも安い賃金で雇う事が可能で、現在、働いている正規雇用の労働者を補助金対象の労働者と入れ替えるインセンティブともなりうる。具体的には、若年者が雇用され、正規雇用の中高年が解雇される事例もあったという。

現在、この「若者実践プログラム」は実施されていないが、職業安定所(PES)では、長期失業者を雇用した際に企業が受けることのできる減免税措置など、何らかの雇用インセンティブのあるプログラムを継続して提供している。2007年には、月平均で計5,000件弱の申請があったという(PES 2008: 19)。

(5) 新しいプログラム

2006年秋に中道右派政権が発足したが、これまで社会民主党政権により展開されてきた「積極的労働市場政策」は、見直しが進みつつも、基本的には踏襲されつつある。ちなみに、現連立政権のなかで中核を占める穏健党は、野党時代、「積極的労働市場政策」は非効率であり、雇用は民間の経済主体に任せた方がいいと主張していたが、ラインフェルト党首の下、その路線を大きく転換したといえる。

新政権では、いくつかの新しいプログラムが導入されているが、そのなかの一つに、「若者就職保証プログラム」(Young Persons Job Guarantee)がある。2007年12月3日より開始されたもので、16歳から24歳を対象に、3ヶ月間にわたり、集中的な就職支援が受けられる。このプログラムは、従来の「若者保証プログラム」を短縮したもので、個別カウンセリングと就業体験の組み合わせなどは変わらない。新政権は、スウェーデン国内の労働市場において、人的資源が効率良く活用されることを目指しており、この新プログラムの導入も、そうした政策スタンスの一環といえる。

また2007年1月より、「新しいスタートのための就職プログラム」(New Start Jobs)も開始されている。正規雇用であれ、非正規雇用であれ、年齢に関わらず、就職を希望するすべての人を対象としている。職業安定所(PES)によると、同年12月31

日現在、1万2,800人がこのプログラムに参加しているという。また、病気などで、1年以上の長期にわたり、労働市場の外にいた人たちを雇用した場合、企業は減免税などのメリットが受けられる制度も、2008年1月より始まっている。

(6) 失業保険

最後になるが、雇用政策の一つとして、失業保険をあげたい。スウェーデンでは2004年、労働市場庁(AMS)、職業安定所(PES)、失業保険基金の3機関をまとめて監督する失業保険局(IAF)が新たに創設され、失業者に対する社会サービスを一括して提供することが可能になった。また同時に、失業保険に関する改革も進行しており、給付期間の短縮、補填率の削減などが実施されている。

以前は、失業すると、失業する前の所得の80パーセントが保証されていたが、2007年1月からは、失業してから200日は所得の80パーセント、その後、300日までは70パーセント、その後は65パーセントへと減額するなどの改革が行われている。さらに、失業保険を受給し始めて100日後には、職種と地域を拡大して、就職活動しなくてはならない。しかし、こうした失業保険改革はあまり効果を上げていないという。

また、上記で紹介してきた「積極的労働市場政策」下で実施されている就職支援プログラムに参加することが、求職活動給付として現金を受け取ることができる必要条件となっている。しかし、300日を過ぎると、その額が失業保険と同様、65パーセントに減額されるという。ここでも、長期にわたって、失業状態にいるより、働いた方がいいという就労優先の原則が再確認されている。

2. 「国家青少年政策」における雇用政策

スウェーデンにおける若年者失業の実態を調べていくと、若者の雇用の問題が、国家としての青少年政策のなかで、とても大きく扱われていることに気付く。若者の労働市場政策が、教育政策、文化・余暇政策、社会政策、住宅政策と並んで、5本柱の一つとして位置づけられ、包括的に扱われている。若者の雇用問題を、単に労働市場における個別問題とせず、若者の自立や社会参加などの視点から問い直す作業が、国家として続けられている。若者にとって、働くということは、どういう意味を持つのか。若者たちの存在を、スウェーデンは社会として、どう受け入れていくのか。その政策哲学は、青少年に関わる数々の取り組みに反映され、連動して進められている。

(1) 歴史

まずはスウェーデンの青少年政策の歴史を少し振り返ってみたい。1940年代、主に地方自治体レベルで、多くの「青年クラブ」が誕生し、国や地方自治体が、そうした青少年団体に活動費として補助金を出すようになったことが、その原点という。

81年に、現在の青少年政策の出発点ともいえる「Not for Sale (売るためではなく)」という政策文書が出され、多くの人に幅広く読まれ、賛同を得た。同書は、拝金主義的な

文化のなかで、青少年が受け身のまま成長することを批判、国家と社会の責任として、青少年の自立を促し、自己尊重と自己決定を大切にする個人の成長のあり方を提唱している。

85年の国際青年年をきっかけに、翌年、初の青少年担当相が任命される。90年代前半の雇用悪化、特に職のない若者の増加を受けて、雇用対策だけでなく、青少年をいかに社会に取り込んでいくか、その重要性が議論される。この動きは、94年に「青少年政策法」としてまとめられ、13歳から25歳を対象に、彼らの社会活動や政治参加、さらには知的な啓発まで、幅広くサポートすることが定められた。

現在は、青少年政策は、統合及び男女平等省（Ministry of Integration and Gender Equality）の管轄下であり、同省の国家青少年委員会（National Board for Youth Affairs：NBYA）が中心となって進められている。その政策の実施は、国家レベルでは、統合及び男女平等省が政策の立案・分析・監督を行いながら、各省横断的に取り組む。そして地方自治体レベルで、国家政策にもとづいて独自のプログラムを作成し、学校や地域で実施している。

(2) 三つの主要目標と41の指針

1999年、スウェーデンの国会で、青少年政策について、新しい目標が採択された。具体的には、「若者が自立した生活を実現できるように社会環境を整えること」、「若者が社会に積極的に参加し、重要な役割を担っていくこと」、そして、「若者の創造力や批判的思考などを社会の資源として活用すること」、以上の3点が主要目標とされ、それぞれの目標に細かく、41の指針が設けられた（NBYA 2001）。

例えば、一番目の「若者の自立」に関する目標においては、学校教育、雇用、住宅について、20の指針が設定されている。学校教育に関しては、初等・中等教育課程を修了する生徒の割合を増やすこと、若者がEメールへのアクセスを持つこと、また、高等学校で職業訓練のプログラムに参加している生徒は15週間の現場実習を受けること、15歳から18歳の高校生は、夏休みに少なくとも3週間のアルバイトをすることが挙げられ、実際に働くことを体験する貴重な機会となっている。

「若者の自立」には「親からの自立」が基本にある。スウェーデンでは、家庭において、子供の早期自立は、子育てにおける大きなテーマだという。18歳で高校を卒業すると、通常、親元を離れ、自分で生活を始める。そして、大学に進むのであれ、働き始めるのであれ、彼らが住むアパートを確保することが、新しい生活の第一歩となる。ストックホルムなどの都市部では、賃貸のアパートが慢性的に不足状態と言われているが、彼らのアパート探しには、市など地方自治体が協力する。また、親からの仕送りで生活するという考え方はないので、生活費や家賃などについても、学生ローンなどの仕組みが整っている。ちなみに大学などの学費は無料である。また、この自立に関する項目で、喫煙や飲酒、薬物使用についても言及されている。

2番目の「若者の社会参加」に関する目標については、11の指針が設定されている。大切なのは、彼らが日常生活のなかで、社会の重要な一員であることを確認することである。それは、自分が通う学校内での生徒会活動によることもあるだろうし、自分が住む自治体の街づくりの事業計画作成に参加してみることで可能となるであろう。大人たちが

若者と対話を持つ努力を続けること、そして、若者の意見が社会生活における意思決定に実際に反映されるなかで、彼らは自分たちの存在を確認する。そうした社会参加は、彼らが大人に成長していく際、大きな自信となり、その基礎ともなっていく。

その上で、3番目には、「若者を社会資源として活かす」とする目標が掲げられる。ここには10の指針が設定されている。新しいアイデアを受け入れ、批判を聞き入れ、また様々な意見や価値観に学ぼうとする若者の柔軟な姿勢は、ダイナミックな社会の形成に不可欠であるとしている。特に、そんな若者たちに参加を求める分野として、国際開発、環境、IT、外国人差別をなくす活動などを挙げている。

(3) 「決定する力」－2004年の法律制定

2004年秋、スウェーデン政府は青少年政策に関して、一つの新しい法律を制定している。「決定する力－幸福への権利」(The Power to Decide - the Right to Welfare) という名の法律で、これまでスウェーデンが展開してきた国家青少年政策が総括されている(NBYA 2008)。

この法律は、スウェーデンが国家として、若者についてどう考えるのか、その青少年像を記している。その理念には二つあり、一つは「若者の意思決定」について、もう一つは「若者の幸福」についてである。

まず、若者たちが日常の社会生活において、例えば学校において、職場において、家族や友人たちとの交わりのなかで、自分自身の生き方を自分自身で決定する力を身につけていくことの重要性を謳う。若者たちが自分ならではの個性を主張し自信を持って堂々と生きていくこと、そうした生き方自体を実践していくことは、彼ら固有の権利であるとする。そして、スウェーデンの若者にとって幸福とは、経済的にも、文化的にも、社会的にも、恵まれた生活状態にあること、健全な身体と精神を育むこと、そして、差別やいじめなどの、いかなる抑圧行為にも巻き込まれないことだと述べている。

これらの理念を実現していくために、この法律は、大人たちにその責任の多くを求める。大人たちには、若者の自立を見守る責任がある。若者たちが自分の生き方を、自信を持って決定するという権利を行使できるように、大人たちは様々な準備をして、彼らの懸命な努力を支えなければならない。本稿の前半で見てきた若者向けの就職支援プログラムも、その準備の一つに位置づけられる。そうしたなかで、若者たちは、学び、働くことの意味を理解し、一人の人間として、人生を歩んでいく術を身につけていくのである。

さらに、スウェーデンが推進する青少年政策は、生き方も、考え方も、それぞれにおいて、すべて異なる若者たちを対象としていることを確認する。スウェーデン社会は、若者たちに何らかの型にはまった一つの生き方を押しつけるのではなく、彼らの多様な生き方を国家として尊重し、寛容に受け入れていこうとする。

III 日本社会への提言

最後に、簡単にだが、日本社会への提言を述べたい。スウェーデンも日本も、青少年層が抱える深刻な問題は共通している。本稿では、若年者失業という切り口から、その問題を考察したが、この2カ国を比べるなかで、一番の違いは、それぞれの社会における青少年に対する考え方であろうと思う。スウェーデンにおいては、一貫して、いかに若者を社会に取り込むか、巻き込むか、大人たちの必死な努力が見受けられた。就職支援プログラムにしる、国家青少年政策にしる、それぞれが個人を大切に、若者をまず一人の人間として尊重する姿勢が根底にあり、ある種の温かみさえ感じた。この点は、日本がスウェーデンから学ぶことができる大きなところであると思った。

日本においても、若年失業など若者の雇用に関する問題を、単に労働市場政策のなかで位置づけ、解決するのは難しいのではないか。これまでの青少年政策の歴史を振り返りながら、様々な分野と連携した包括的な青少年政策のなかで位置づけ、この問題を問い直していくことが必要ではないだろうか。

日本が国家として、どんな青少年像を描くのか、大人たちは彼らにどんな未来を抱かせるのか。その辺りの議論を深めることで、問題解決の糸口が見えてくるのではないかと思う。

【参考文献】

- Dagens Nyheter. February 13, 2008. Fler unga fastnar i bidragsberoende. Electronic document, <http://www.dn.se/DNet/jsp/polopoly.jsp?a=742606>, accessed on February 13, 2008.
- Dahlberg, Matz, and Anders Forslund. 1999. Direct Displacement Effects of Labour Market Programmes: The Case of Sweden. Working Paper 1999: 7. Uppsala: Institute for Labour Market Policy Evaluation.
- Edin, Per-Anders, and Bertil Holmlund. 1991. "Unemployment, Vacancies and Labour Market Programmes: Swedish Evidence." In *Mismatch and Labour Mobility*. Fiorella Padoa Schioppa, ed. Cambridge: Cambridge University Press.
- Eurostat. 2008a. Youth unemployment. Electronic document, http://www.ekonomifakta.se/en/Facts_and_figures/The_Labour_market/Unemployment/Youth_unemployment_within_the_EU, accessed on February 21, 2008.
- _____. 2008b. Unemployment rate – total. Electronic document, http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page?_pageid=1996,39140985&_dad=portal&_schema=PORTAL&screen=detailref&language=en&product=STRIND_EMPLOI&root=STRIND_EMPLOI/emploi/em071, accessed on February 21, 2008.
- Forslund, Anders, and Oskar Nordström Skans. 2006. Swedish Youth Labor Market Policies Revisited. Working Paper 2006: 6. Uppsala: Institute for Labour Market Policy Evaluation.

- Ginsburg, Helen. 1982. How Sweden Combats Unemployment among Young and Older Workers. *Monthly Labor Review*, October 1982, pp. 22-27.
- NBYA. 2008. Objectives and Perspectives for Swedish Youth Policy. Electronic document, <http://www.ungdomsstyrelsen.se/art/0,2072,6781,00.html>, accessed on February 27, 2008.
- _____. 2001. Swedish Youth 2001: The First Three Year's Follow-Up of the Swedish National Youth Policy. Stockholm: Swedish National Board for Youth Affairs.
- NIER. 2008. Regular Employment. Electronic document, <http://www.konj.se/sidhuvud/inenglish/economicconditionsinsweden/economicconditionsinsweden/regularemployment.4.caf6c1f8a90236a77fff1119.html>, accessed on February 21, 2008.
- PES. 2008. Kort om Arbetsförmedlingens resultat år 2007. Stockholm: Arbetsförmedlingen.
- _____. 2006. Kort om Arbetsförmedlingen. Stockholm: Arbetsförmedlingen.
- SCB. 2008. GDP Annual Change Percent (1951-) . Electronic document, http://www.scb.se/templates/tableOrChart___219324.asp, accessed on March 3, 2008.
- 厚生労働省編、2004年、『平成16年度版労働経済白書』。